

議案第 8 号

令和 2 年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 6,728千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 322,227千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日提出

木古内町長 鈴木 慎也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		108,092	△28	108,064
	1 繰 入 金	108,092	△28	108,064
7 町 債		96,600	△6,700	89,900
	1 町 債	96,600	△6,700	89,900
歳 入 合 計		328,955	△6,728	322,227

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		58,347	△6,728	51,619
	1 総務管理費	58,347	△6,728	51,619
歳出合計		328,955	△6,728	322,227

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後			償還の方法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
下 水 道 事 業 債	96,600	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	89,900	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その他 については当 該借入先と協 定するものと する。ただし 、町財政の都 合により据置 期間及び償還 期限を短縮し 、もしくは低 利率に借換え することができる。
計	96,600			89,900			